

事業種別	横浜市
○職業相談 ○職業紹介 ○助成金	●横浜市母子家庭等就業・自立支援センター:ひとり親家庭の親に対して、就労相談、求人情報の提供や職業紹介を実施。
主管課	こども青少年局こども家庭課
連絡先	045-671-2390
○その他の就職支援	①横浜市就職サポートセンター：個別相談やインターンシッププログラム、デジタル人材就職支援プログラム等を実施。 ②合同就職面接会の開催 ③労働情報・相談コーナー（働く人の相談室）： 労働相談、がん患者のための就労相談、法律相談、セミナー。 ④就職氷河期世代就職支援プログラム：就職氷河期世代を対象に、正規雇用での就職支援を実施。
主管課	（①、②、③、④）経済局雇用労働課 （③がん患者のための就労相談に限る）医療局病院経営本部病院経営課
連絡先	①0120-957-139 ②045-671-2343 ③045-681-6551 ③045-671-4824(医療局病院経営本部病院経営課) ④0120-910-112
○起業創業支援 ○助成金	●創業支援等事業計画に基づき、セミナー等による支援を実施 ●女性起業家支援事業による支援を実施
主管課	経済局イノベーション推進課
連絡先	045-671-2748
○農林水産業への就労支援	①新規就農者育成総合対策：独立・自営就農時年齢50歳未満を対象に就農直後（3年以内）の所得を確保する給付金を交付 ②新規就農者農業経営改善支援事業：新規就農者（就農5年以内）に対し設備および資材等の導入を支援する補助金を交付 ③横浜チャレンジファーマー研修：農業以外から職業として新規就農を目指す市民を対象に研修を実施
主管課	①②みどり環境局農政推進課 ③みどり環境局環境活動支援センター
連絡先	①②045-671-2630 ③045-711-0635
○後継者育成支援・継業支援	●事業承継相談窓口及び訪問による支援 ●事業承継を推進するためのセミナー開催 ●後継者、後継候補者等を対象とした「横浜次世代経営者塾」の開催 ●事業承継時の資金繰りの支援として「事業承継資金」の実施
主管課	経済局中小企業振興課、経済局金融課
連絡先	045-671-4236、045-671-2592

事業種別	横浜市
○住宅取得補助	●脱炭素リノベ住宅推進補助：既存住宅への住替え ・フルリノベーションを実施し、断熱等性能等級 6 又は 7 の省エネ性能および再エネ設備を備えた既存住宅への住替えが条件 ・補助額 最大150万円/件 <要件の詳細はHP参照>
主管課	建築局住宅政策課
連絡先	045-671-2922
○住宅家賃補助	●子育てりびいん：低所得子育て世帯向け家賃補助付民間賃貸住宅 ●高齢者向け地域優良賃貸住宅：低所得高齢者向け家賃補助付民間賃貸住宅 ●家賃補助付きセーフティネット住宅：低所得世帯向け家賃補助付民間賃貸住宅（いずれも市内在勤者入居可）
主管課	建築局住宅政策課
連絡先	045－671－4121
○住宅リフォーム補助	●脱炭素リノベ住宅推進補助：既存住宅のフルリノベーション ・断熱等性能等級 6 又は 7 の省エネ性能および再エネ設備を備えた既存住宅へフルリノベーションが条件 ・補助額 最大120万円/件 <要件の詳細はHP参照>
主管課	建築局住宅政策課
連絡先	045－671－2922

事業種別	横浜市
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	●妊婦健康診査費用について、従来の補助券（82,700円）に加えて、助成金（50,000円）を交付。 ●産婦健康診査費用の一部を助成。 ●助産師による訪問型の母子ケアを実施。 ●新生児聴覚検査費用の一部を助成。 ●赤ちゃん教室等を18区で独自に実施。
主管課	こども青少年局地域子育て支援課
連絡先	各区こども家庭支援課
	045-671-2455
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	●放課後児童育成事業：小学生の放課後の居場所づくりとして、放課後キッズクラブ事業や放課後児童クラブ事業等を実施。令和7年度からは夏休みに加え、冬休み・春休みにも全てのクラブにおいて昼食提供を実施します。
主管課	こども青少年局放課後児童育成課
連絡先	045-671-4446
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	●小児医療費助成：0歳～中学3年生 通院・入院の保険診療の自己負担額を助成
主管課	健康福祉局医療援助課
連絡先	045-671-4115
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	●出産費用助成：令和6年4月1日以降に出産した方（令和6年4月1日以降に出産した方も出産から1年間は申請可能。）を対象に出産育児一時金に上乗せして、横浜市独自に最大9万円を助成※支給対象者が加入する健康保険から出産育児一時金の付加給付が支給される場合には、9万円からその額を差し引いて支給。
主管課	こども青少年局地域子育て支援課
連絡先	045-671-4157
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	●ひとり親家庭等医療費助成：健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方について、通院・入院の保険診療の自己負担額を助成 ※所得制限あり
主管課	健康福祉局医療援助課
連絡先	045-671-4115

事業種別	横浜市
○生活支援に係る施策①	●福祉特別乗車券：障害のある方に対して、運賃又は料金を支払うことなく市内運行路線バス、横浜市営地下鉄、金沢シーサイドラインを利用できる券を交付。交付を受けるためには年額1,200円（20歳未満は年額600円）の利用者負担金が必要。 ●対象者：下記のいずれかに該当する70歳未満の方で福祉タクシー利用券、障害者自動車燃料券の交付を受けていない方。 ①身体障害者手帳1～4級を取得した方 ②愛の手帳（療育手帳）A1～B2又は障害者更生相談所・児童相談所で知能指数75以下と判定された方 ③精神障害者保健福祉手帳1～3級を取得した方 ※70歳以上で希望する方は敬老特別乗車証を交付。
主管課	健康福祉局障害自立支援課
連絡先	045-671-2401
○生活支援に係る施策②	●福祉タクシー利用券の交付：障害のある方に対して、1枚につき500円を限度に助成するタクシー利用券を年間84枚を交付。（腎臓機能障害で、タクシーを利用して人工透析に週3回以上通院している方には年間168枚） ●障害者自動車燃料券の交付：障害のある方に対して、1枚につき1,000円を助成する燃料券を年間24枚を交付。（腎臓機能障害で人工透析に週3回以上通院している方には年間48枚） ●対象者：下記のいずれかに該当する方で福祉特別乗車券、敬老特別乗車証、福祉タクシー利用券、障害者自動車燃料券の交付を受けていない方。 ①「下肢・体幹・視覚・内部・移動機能障害」を含む身体障害者手帳1・2級を取得した方 ②愛の手帳（療育手帳）A1・A2又は障害者更生相談所・児童相談所で知能指数35以下と判定された方 ③下肢・体幹・視覚・内部・移動機能障害が3級かつ障害者更生相談所・児童相談所で知能指数50以下と判定された方又は愛の手帳（療育手帳）B1を取得した方 ④精神障害者保健福祉手帳1級を取得した方
主管課	健康福祉局障害自立支援課
連絡先	045-671-2401
○生活支援に係る施策③	●在宅重症難病患者の患者等搬送車利用料助成：ストレッチャー対応車を使用せざるをえない難病患者が、移動（通院や入退院等）の際に消防局指定の患者等搬送車を利用した場合に利用料の一部を助成
主管課	健康福祉局医療援助課
連絡先	045-671-4405
○生活支援に係る施策④	●敬老特別乗車証(対象者：70歳以上)：市内運行路線バス、横浜市営地下鉄、金沢シーサイドラインを無料で乗車できる券を交付。交付を受けるためには所得等に応じ年額0円～20,500円の利用者負担金が必要。令和7年10月より、新たな取組を実施（①令和7年4月1日以降に、75歳以上で運転免許証を自主返納した方に、敬老パスを3年間無料で交付します、②地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できます）
主管課	健康福祉局高齢健康福祉課
連絡先	045-671-2406

○生活支援に係る施策⑤	●被爆者に対する各種支援 «被爆者本人» 【援護費支給事業】 年10,000円を12月下旬に支給します。 【はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業】 健康保険等によらない、はり・きゅう・マッサージの療養に要した費用のうち、月額3,000円を限度として助成します。 «被爆者二世» 【被爆者の子に対する医療費助成事業】 助成対象となる疾病の治療を受けた場合に、入院及び外来の医療費や薬剤費のうち、健康保険等の規定により本人が負担すべき医療費を助成します。（診断書は1通につき2,750円、医療費証明書は1通につき1,100円を限度額として助成）
主管課	健康福祉局健康推進課
連絡先	045－671－2451